

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年5月31日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/ict/2016111500030

執行機関名 徳島県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	私立の中学校、高等学校又は専修学校の設置者が行う生徒の授業料を軽減する事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一 第五の項 私立の中学校、高等学校又は専修学校の設置者が行う生徒の授業料を軽減する事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	徳島県私立高等学校等授業料軽減事業補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて <u>教育の機会均等に</u> 寄与することを目的とする。	第一条 知事は、徳島県内の私立高等学校等に在籍する生徒の教育に係る経済的負担を軽減し <u>就学の機会を確保</u> するため、徳島県内の私立高等学校等の設置者が実施する授業料軽減事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		徳島県私立高等学校等授業料軽減事業補助金交付要綱